

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年9月5日(2019.9.5)

【公開番号】特開2019-25263(P2019-25263A)

【公開日】平成31年2月21日(2019.2.21)

【年通号数】公開・登録公報2019-007

【出願番号】特願2017-151231(P2017-151231)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月26日(2019.7.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技が可能な遊技機であって、

複数の信号配線を構成する第1パターンと、該第1パターンと配線長が同一または略同一である第2パターンと、が形成され、

前記複数の信号配線により複数の電気部品が接続された基板を備え、

前記第1パターンおよび前記第2パターンは、それぞれ、直線または略直線の信号配線を構成する第1形状部と、直線とは異なる信号配線を構成する第2形状部とを含み、

前記第1パターンにおける前記第1形状部に対応して、前記第2パターンに前記第2形状部が設けられ、

前記基板の一面に前記第2形状部を含む信号配線が設けられ、前記基板の他面に接続確認用の特定導体部が設けられている、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

(A) 上記目的を達成するため、本願の請求項に係る遊技機は、遊技が可能な遊技機であって、複数の信号配線を構成する第1パターンと、該第1パターンと配線長が同一または略同一である第2パターンと、が形成され、前記複数の信号配線により複数の電気部品が接続された基板を備え、前記第1パターンおよび前記第2パターンは、それぞれ、直線または略直線の信号配線を構成する第1形状部と、直線とは異なる信号配線を構成する第2形状部とを含み、前記第1パターンにおける前記第1形状部に対応して、前記第2パターンに前記第2形状部が設けられ、前記基板の一面に前記第2形状部を含む信号配線が設けられ、前記基板の他面に接続確認用の特定導体部が設けられている、

ことを特徴とする。

(1) また、他の遊技機として、遊技が可能な遊技機(例えばパチンコ遊技機1など)であって、複数の信号配線を構成する第1パターン(例えば配線の第1パターン43AK

10など)と第2パターン(例えば配線の第2パターン43AK11など)とが形成され(例えば図30を参照)、前記複数の信号配線により複数の電気部品(例えばRAM102とCPU103など)が接続された基板(例えば主基板11など)を備え、前記第1パターンおよび前記第2パターンのうち一方のパターンにより構成される信号配線が、直線または略直線の第1形状となる第1形状部(例えば第1形状部43AK10L、43AK11Lなど)に対応して、前記第1パターンおよび前記第2パターンのうち他方のパターンにより構成される信号配線が、前記第1形状とは異なる第2形状となる第2形状部(例えば第2形状部43AK10M、43AK11M)を含み、前記基板の一面(例えば表面層44AK1Sなど)に前記第2形状部を含む信号配線(例えば配線のパターン44AK10P、44AK11Pにより構成される信号配線など)が設けられ、前記基板の他面(例えば裏面層44AK2Sなど)に接続確認用の特定導体部(例えばテストポイント44AK11TPなど)が設けられている(例えば図31を参照)。ことを特徴としてもよい。

このような構成によれば、適切な基板構成が可能になる。